

法科大学院協会シンポジウム「法科大学院における教育の実際」

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム  
「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」参画

日時 2004年12月11日(土) 13:00～17:00

場所 中央大学後楽園キャンパス新3号館14階

【開会挨拶】 佐藤 幸治 (法科大学院協会理事長代行・近畿大学教授)

【第一部】

法科大学院の授業の実際

司会 野村 豊弘 (学習院大学教授)

1. 法律基本科目(公法総合・既修者対象)

土井 真一 (京都大学教授)

2. 法曹倫理

更田 義彦 (上智大学教授・弁護士)

3. 民事訴訟実務の基礎

三角 比呂 (中央大学客員教授・判事・司法研修所教官)

法科大学院学生の声

進行 山野目 章夫 (早稲田大学教授)

法科大学院学生

稲田 かずは (明治大学)

神谷 宗幣 (関西大学)

豎 十萌子 (中央大学)

田村 明子 (新潟大学)

鳥居 孝充 (九州大学)

中尾 繁行 (早稲田大学)

【第二部】 パネルディスカッション

\*\*\*\*\*

【開催挨拶】

佐藤 今日、「法科大学院における教育の実際」と題するシンポジウムをこういう形で開催することができるに至りましたことを、大変うれしく思っている次第であります。何よりもこのシンポジウムの企画・推進に直接かかわられた方々の御尽力に対して厚く御礼申し上げます。

このシンポジウムの開催につきましては、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、文部科学省の後援をいただき、また、司法改革国民会議、女性法律家協会、日弁連法務研究

財団、日本法律家協会の協賛をいただいております。心から御礼申し上げる次第です。

それから、この会場については是非申し上げておきたいことがあります。ご覧のように新しくできたばかりの大変立派な建物であります。会合をするについては当然相当費用がかかることではありますが、専門職大学院の事務部長であられる渡辺秀文さんの格別のご配慮で、今日はその辺は心配しなくてよろしいということにさせていただいたそうでございます。心から厚く御礼申し上げる次第であります。

最後でございますけれども、このシンポジウムにつきましては、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムプロジェクト、その中での、京都大学ほか10大学の共同推進事業である「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」プロジェクトの参画をいただいております。そのことをご紹介しますとともに、あわせて厚く御礼申し上げる次第でございます。

法科大学院は、「司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関」たることを目指し、「理論的教育と実務的教育を架橋」する中で、豊かな人間性・教養の涵養・向上と高度の専門的資質・能力の修得を可能とする場たらんとする、非常に高い理念のもとにスタートいたしました。実際に多くの先生方がご指摘なさっているところでもありますけれども、授業風景は従来の大学とは一変したということでありまして、その点について高い評価を既に得つつあるというように思っております。しかしながら法科大学院を取り巻く環境は決して容易なものではないということも指摘しておかなければならないと思えます。なかんずく司法試験の在り方をめぐる問題が暗い影を落としている面が否定しがたいところでもあります。司法試験委員会における検討状況に関する報道などをきっかけといたしまして、様々な立場からの意見表明、アピールが行われてまいりました。法科大学院協会といたしましても見過ごすことができないということで、10月29日に臨時の理事会を開きまして、「新司法試験合格者数についての要望～国民は法曹養成に何を求めるか《3つの視点・5つの要望》」という文書をまとめまして、公表し、関係者にお送りしたところでもあります。また、この問題はいろんな意味で重大な問題であるということで、司法制度改革推進本部顧問会議でも取り上げられ、特に11月12日の顧問会議ご承知のように推進本部は11月30日をもって解散したわけで、その最後の顧問会議となったのですがこの顧問会議において立ち入った意見の交換を行いました。当日の会議には、田中成明教授 田中教授は推進本部の法曹養成検討会の座長でおられたという関係で 田中教授にもお出まじいいただいて、この顧問会議でいろいろ議論をいたしました。そしてその結果、顧問会議として次のような取りまとめを行いました。それを紹介させていただきます。

「『制度を活かすもの、それは疑いもなく人である』とは、今般の司法制度改革の根幹をなす思想である。例えば5年後に実施予定の裁判員制度も、あるいは司法ネットの構築も、質量とも豊かな法曹なくしては成功は覚束ない。グローバル化の進展する国際社会において日本が名誉ある地位を占めていく上でも、質量とも豊かな法曹を早急に養成することが不可欠である。そのような法曹の養成のための様々な方途が考えられる中で、過去への痛切な反省と将来への希望を託して、辿り着いたのが法科大学院であった。

法科大学院は、『司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関』たることを目指し、『理論的教育と実務的教育を架橋する中で、豊かな人間性・教養の涵養・向上と高度の専門的資質・能力の習得を可能とする場たらんとするものである』（司法制度改革審議会意見書参照）。そして法科大学院は、国民代表機関たる国会においてその趣旨を是

とし、法曹養成の中核として位置付けられ、内閣においても厳しい財政状況の中にあつて、法科大学院の成長発展を促すための様々な方策が講じられてきたものである。

新司法試験の在り方については、このような法科大学院の理念とその創設に至る経緯を踏まえ、とりわけ公開の場で進められた司法制度改革審議会における審議と意見書及び司法制度改革推進本部法曹養成検討会における議論と意見の整理に十分に留意しつつ、関係機関において法科大学院を育成する方向での適正な結論が得られるよう切望する」。こういう取りまとめを、最後の顧問会議で意見の交換の結果行ったところでございます。紹介しておきます。

今日の午前、実はこの会場において、法科大学院の代表者あるいは責任者の方々に集まっていたいただきまして、協会の執行部といいますか、私共とともに意見の交換の機会を持たせていただきました。大変貴重なご意見を多々賜りまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。ご意見をうかがいながら、次のような趣旨のご意見が強く印象に残りました。「新司法試験というのは、立派な教育を懸命にやって、そしてそれを試すというか、確認するための試験なのであって、まず試験があつて、それに合わせるように法学教育のあり方が決まってくるというのは本末転倒である。その意味で我々として法科大学院の教育を一層充実するように努めなければならない」という趣旨のご意見でございます。

そのとき申し上げたんですけれども、制度というのはともすると他人がつくって与えてもらうものと思われがちである。完璧なものを与えてもらつて、その中でやるという傾向がどうも今までの日本に強かつたのではないかと思うのであります。が、私はこの数年の経験を通じて、制度というのは決して人に与えてもらうのではなくて、関係者みずからの不断の努力といいますか、ややきつい言葉で言えば戦いの中で作り上げられていくものであると思うようになりました。法科大学院も全くその例である。これから時間をかけて戦っていかなければならない、よりよいものにするために不断に戦っていかなければならない、そういうように感じている次第であります。そういう戦いの中で一番大事なものは、内なる戦いです。より良い教育を目指し、厳格な成績評価を行つて、社会の法科大学院に対する信頼をかちとることが、何をおいても法科大学院の関係者として我々の努めるべき目標でないかというように考えるわけであります。

口はばつたいことを色々申しましたけれども、今日のシンポジウムがそうした我々の目標を再確認し、決意を新たにするための恰好の機会であり、実りの多い成果があがることを期待しまして、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

#### 【第一部】

**野村** それでは、司会を引き受けております学習院大学の野村でございます。第1部では、「法科大学院の授業の実際」ということで、3人の先生方の授業をビデオで見ていただいて、それをもとにして後ほど法科大学院の学生の声を聞き、その後で第2部でパネルディスカッションを行うという予定になっておりますので、早速、法科大学院の授業の実際というものをごらんいただきたいと思います。最初は、法律基本科目公法総合 という科目を担当されている京都大学教授の土井先生からお願いいたします。

土井（京都大学） 京都大学で憲法を専攻しております土井でございます。それでは、ビデオをごらんいただく前に、私の担当しております公法総合2の授業について若干説明をさせていただきます。

まず第1の科目の概要でございますが、公法総合2は、第2年次、京都大学の場合、既修者は第2年次に入るという取り扱いをしておりますので、既修者の場合は1年目に当たりますが、その後期に2単位で担当している公法系の法律基本科目でございます。科目の内容といたしましては、憲法訴訟及び行政訴訟を中心とします司法審査制度をめぐる問題を取り扱っております。より具体的には付随的違憲審査性の基本構造ですとか法律上の争訟の要件にかかわる問題、統治行為論や憲法判断の方法など司法権や憲法訴訟に関する事項につきましては憲法専攻の教員が担当し、取消訴訟の対象、原告適格あるいは法定外抗告訴訟をめぐる問題等行政訴訟に関する事項につきましては行政法専攻の教員が担当するという形で授業を行っております。

本日ごらんいただきますのは、法律上の争訟の要件にかかわる単元として部分社会論、とりわけ宗教団体内部の紛争に関する問題を取り扱っております授業でございます。

皆さんも既にご承知のように、この問題は学界におきましてさまざまな点から議論の蓄積がなされているところでございますが、授業におきましては、第1に、宗教団体の内部紛争について、裁判所の審理を受けるためにはどのような法的構成をとる必要があるか。第2に、法的に構成された紛争の処理に際して、宗教上の争いに関する判断が必要と考えられる場合に裁判所はどのような立場をとるべきかという2つの課題に焦点を当てて構成しております。

次に、2のどのような点に留意して授業を運営しているかという点について説明をさせていただきます。

第1に、第2年次に配当されている科目ということから、できる限りさまざまな知識を関連づける総合的な学習になるよう配慮いたしております。本日の宗教団体の内部紛争に関する問題につきましては、憲法20条に定める信教の自由や政教分離原則、あるいは憲法32条の裁判を受ける権利にかかわる憲法上も重要な問題でございますが、その具体的解決の方法を検討する際には民事訴訟法に関する知識が不可欠になってまいります。また、民事訴訟上のさまざまな解決手法についての確に理解するためには、さらに要件事実に関する知識が必要となりますが、京都大学の場合は実務基礎科目の民事訴訟実務の基礎を第2年次の前期に配当していることから、後期に実施しておりますこの授業におきましても、若干ですが、要件事実に触れております。この点が学部ではなく法科大学院でこの問題を学習させることのメリットの1つであろうかと思っております。ただ、私自身は専ら憲法を専攻してきたこともありまして、要件事実について深い理解を持っておるものではありませんので、実は同僚の先生方から学生同様教えていただきまして授業に臨んでおります。この辺りは、教える側が大変勉強になっているところでございます。

第2に、法科大学院につきましては、法的思考力の育成と基礎的な法的知識の定着という両面を図っていく必要がございます。この2つの要請をどのようにバランスをとりながら授業を展開するかということが恐らく大きな課題であろうかと思っております。この科目におきましては特に明確な問題意識を持って予習に取り組むことで思考力を高めることができるようにということで、教材について工夫をしております。教材につきましてはレジュメ

の次のページからお手元に配布してございます。関連判例を配布するだけでなく、重要な法律文献の抜粋と質問を有機的に組み合わせる形で作成しております、これを読み進める形で予習してもらうことで一定のヒントを得ながら考えを深めていくことができるように試みているつもりですが、これにつきましても後ほどさまざまなご意見を賜ればと思います。

思考力の育成ということが重要な点だとしても、宗教団体の紛争をめぐる問題は専門的に難しい内容を多く含んでおりますことから、授業におきましては基本的に基礎的な考え方を的確に理解させることと、その確実な定着を図るという点に重点を置いて授業を行っております。したがって双方向型の授業を用いておりますが、全くの自由討議によるのではなく、授業担当者の説明と質疑応答を組み合わせ、理屈の流れといいますか、1つのストーリー性が明確になるように授業をしております。その意味では、授業方法としましては、知識の理解ですとか定着にウエートを置いた未修者向けの授業の方法に近いものをとっておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

第3に、このような双方向型の授業を行う場合には、最終的に行った議論を整理して、それを文章で表現する力を最終的には身につけさせる必要がございます。また、法科大学院ではどうしても予習に時間が割かれる一方で復習の時間がとれないという学生の意見も耳にするところでございますので、この授業におきましては毎回授業の終わりに課題を出しまして、その課題に対する解答の作成という形で復習の時間をとらせるようにしております。ただ、それを私が毎回確認することは難しいということもございますので、学生の中から毎回数人を選んでグループをつくらせまして、そのグループで議論をしながら、いわばモデル解答案を作成するように指示をしております。その解答案につきましては一度私のほうで目を通して、オフィスアワー等を用いて指導を行った上で、最終的にそのグループの責任で作成させたものを受講者全員に配布して、相互に検討させるという工夫をしておるところでございます。

それでは、拙い授業でお恥ずかしい限りなのですが、学生は非常に熱心に取り組んでくれておりますので、その点に注目していただいてビデオをごらんいただき、さまざまな観点からご意見をいただければ幸いです。

(ビデオ放映)

**野村** どうもありがとうございました。

続きまして「法曹倫理」という科目について、上智大学教授で弁護士である更田先生からお願いいたします。

**更田** ご紹介いただきました更田でございます。

上智大学の法曹倫理の科目は、法科大学院の2004年度におきましては既修コースの第1年目の後期の配当科目2単位でありまして、実務家教員として弁護士と裁判官出身教授とで担当しております。

法曹倫理とは何か、何を教えるのか、いろいろな考え方があると思うんですが、受講者

が法曹あるいは法律家となったときに職業生活を通じて、法曹とは何か、法律家に何が期待されているかということをお考えつつ、職業人として守るべき規範を身につけることができるように、そのきっかけとなるようなことを目指して手探りでやっておるところでございます。法律が社会の中で最終的には裁判によって判断されるという仕組みの中でどのように機能しているのか。そのために法律家、とりわけ弁護士がどのような役割を期待されているかというようなことをできるだけ手持ちの具体的な素材を通じて考えたいというふうなことがねらいでございます。第1回の講義では、何をなすべきか、なさざるべきかということに先立って、1つは岩波新書の二木雄策「交通死」を素材として、国民から裁判なり法律家はどう見られているか。もう1つは、永住許可を得て在住している外国人に対する指紋押捺拒否を理由とする再入国許可の取り消しを求めた事案を素材にして、事実に対する見方や法律解釈が立場によって異なること、20回を超える期日を重ねて行政処分取り消しの結果を得た経過などを紹介して、相手方及び裁判所を証拠と理論、この場合は裁量権の収縮の理論などによって説得することの意義などを第1回の講義で取り上げました。

第2回では、弁護士の存立基盤は信頼にある。その源泉はこれまでの先輩弁護士のよき職務慣行といった意味での姿と申しますか、弁護士倫理にあるのではないかと。弁護士法だけに頼り安住することはできないのではないかとというようなことを問いかけました。そして第3回では、弁護士の職務は依頼者と弁護士の関係を基本とするものであるがゆえに、受任段階から慎重さと繊細さを求められるというようなことを指摘いたしました。

こうして当日の講義に至ったわけですが、当日の講義は、こうした講義に引き続いて弁護士倫理に関する7回の講義の第4回目として、弁護士のあり方を主として民事裁判の場において検討しようとしたものであります。映像は4つの設例のうち第2例、裁判上の和解に先立って、相手方代理人となした債務の履行項目に関する申し合わせをした弁護士の責任、第3例は事件の受任と事件の見通しとの関係を取り上げました。

学生は、ともすると法律上の責任の枠の中に閉じこもってあって、職務上の慣行であるとか倫理規範の意義に気づくということがなかなか難しかったのではないかと。この点、学生のほかの法律科目などによる習熟度に対応した手当てが法曹倫理の科目においても必要であった。この設例で言いますと、裁判上の和解であるとか、仮差し押えなどについて基礎的な理解を得ることに意を注ぐ必要があったというふうに思っております。映像にはありませんけれども、第1例は、医療過誤事件における医療機関側代理人と診療記録の証拠保全、さらに本案に発展してからの書証の提出方法を素材として、真実義務の問題。第4例では離婚調停事件における子の奪い合いに関する事件を素材として、裁判所、相手方代理人等に対する弁護士の責任といったようなことに時間を割きました。

映像を見るといかにも未熟な講義で、土井先生の非常に緊張した講義の後にごらんいただくのは大変恥ずかしいのですけれども、弁護士の誠実義務とか、名誉とか、信用とか、品位の保持、あるいは真実義務といった職業上の規範を学生にどこまで感じさせることができたか、私自身実は工夫が必要だというふうに思っておるところであります。

なお、当日の講義において消化不良の点をその後どういうふうに手当てしたかですけれども、第7回の講義で、4回目の講義でなかなか理解できなかった弁護士の責任、弁護士倫理違反に対するサンクションのようなことも含めて、どのような手続をとられるか。弁

護士会の懲戒権の意義と機能について考えました。預り金であるとか報酬などをめぐる設例によって専門家としての民事責任、刑事責任が当然問題になるわけですけれども、弁護士が職務の自由と独立を実質的に実現するには弁護士会によって自律的に解決することが望ましい。弁護士会の苦情申し立て制度、紛議調停制度、懲戒制度と機能、改善を求められる点などについて考えました。さらに法廷警察権をめぐるのは、傍聴人のメモにかかる最高裁判決の事案も取り上げて、裁判官のあり方につなげる問題を提起して、差し当たり私の担当部分を終えたところであります。

最後に、講義の運営の仕方についてでありますけれども、開講前に課題を示すとともに、日、米、欧の弁護士倫理に関する講義資料集を配布し、さらに司法改革審の意見書、その他の参考図書を挙げておきました。各回の講義の1週間前に、次回の講義で取り扱う設例、参考文献、資料等を配布して、参考裁判例も指示しております。今年度の時間割では火曜日には必修科目の講義が続いておりまして、受講者はその準備などの負担にもかかわらず熱心に受講し、総じて真剣に取り組んでいる姿を映像によってもごらんいただけたと思います。ただ、配布した資料に目を通してはいるのですが、少数の学生を除いては、裁判例まで細かく当たっていないように感じられます。特に復習の指示はしておりませんが、裁判官、検察官の倫理に関する講義が終わった後、最後の2回の講義を「法曹一元、法曹倫理の将来」というテーマで、これまでの講義の理解状況、提出させるレポートなどを勘案しながら復習を行うとともに、全体を俯瞰的に見直す講義にしたいと考えております。

質問の仕方としては、毎回の講義終了時にリアクションペーパー、6～7行のメモを配布して質問であるとか感想、意見を自由に書かせて、これらはその後の講義の中で質問に答えた部分もありますが、未消化のものもあり、これらを最後の2回の講義の素材にすることも考えております。

(ビデオ放映)

**野村** どうもありがとうございました。

それでは3番目のビデオですが、「民事訴訟実務の基礎」という科目について、中央大学教授で裁判官でもある三角先生からお願いします。

**三角** 中央大学法科大学院で客員教授をしております三角比呂と申します。最高裁判所からの派遣教員でございまして、裁判所では現在司法研修所の民事裁判の教官をしております。よろしくお願いたします。

私が担当しております科目は、民事訴訟実務の基礎という科目でございます。この科目は配当年次が2年次でございまして、単位数は2単位です。授業回数は、100分授業が14回ないし15回ということになっており、この授業の中央大学におけるシラバスは配布いたしました資料の別紙1のとおりでございます。科目の目標といたしましては、裁判実務における要件事実論や事実認定の基礎を理解させること、あわせて訴訟手続を概観し、訴訟運営のプロセスを理解させるということに到達目標としており、この授業の概要のところにも書きましたように、時間の制約から、要件事実や事実認定の両立側面と現在の司法研

修所における実務教育の橋渡しを目的としております。

このシラバスは、民事訴訟実務の基礎を担当しております教員が3名おりますので、その3名で協議のうえ作成したものでございますが、法科大学院協会の中間報告のシラバス例の1を参考にしております。同じく民事訴訟実務を担当されておられます太田秀夫先生が中心となって作成してくださいました。ただ、それぞれの担当者によって若干具体的な進行は違いが生じており、完全にシラバスと一致した形では進められていないというのが現実でございます。時間が足りないというのが実情です。

今回ビデオで撮影をしていただきました授業は第7回の講義でございます。この講義は、要件事実について別紙2のような説明をあらかじめ学生に配布しておきまして、それを予習させた上で、授業で学生にこれを示しながら解答させ、そして解説をしていくというものであります。ビデオで映っております部分は、この問題研究の設例7という問題の解説の一部でございます。ビデオの中では設例の改訂版というふうに呼んでおりますが、途中で問題をちょっと変えて出したものですからそのように呼んでおります。

講義の前の予習のため、設例とこれに基づく設問をおおむね1週間前に学生に配布いたしました。そして予習しておくように指示をいたしました。多くの学生は自分のノート等に予習内容を記載して授業に臨んでいるわけでございます。中央大学で行いました学生の授業アンケートの結果を見ますと、最も多かったのが、100分あたりの授業で2時間から4時間を予習時間に当てているものでした。ただ、4時間から6時間予習に当てているという回答をしている学生も相当数おりました。

当日の講義の進め方につきましては、中央大学の場合はクラス制になっておりまして、1クラス52名で固定席でございますので、原則として席順に私のほうから指名をし、質問して解答させる形式をとりました。このやり方にはいろいろな方法があるかとは思いますが、民事訴訟実務の基礎が実務基礎科目で基礎的な事項を一通り触れていく必要があること、また、14回の講義で話す内容も多いこと、それから学生が先ほど申し上げたようにしっかりと予習をしまいりますので、平等に解答の機会を与えるようにしたいと考えたことから、原則として席順に指名していく方法を採用しております。ただ、学生が質問に感じたことを任意に発言する機会は、当然認めております。学生にも通常ワイヤレスマイクを1つずつ置いて、学生の解答がほかの学生にもきちんとわかるように大学のほうで対応していただいております。

質問と回答の方式ですが、学生が答えた場合にその理由を尋ねることを心がけております。また、学生の答えにやや疑問がある場合には理由を尋ねたり、あるいは疑問を投げかけるなどして、なるべく学生と会話をするような気持ちで授業が進められるように心がけております。また、解説は基本的に口頭でしております。学生が正解指向に陥らないようにする必要のあることや、人の話を聞いてメモをとることも実務家の訓練として必要であると考え、少なくとも授業の前には解答例などというものは配布をしておりません。配布をする場合にも、授業が終わった後に配布をするようにしております。あと、口頭と申しましたけれども、それと同時に視覚の点からも理解を深めるようにホワイトボードをなるべく活用して、要件事実や解説のポイントを板書するなどして進めております。ただ、私は字が大変汚いございまして、今もほかの先生方が大変きれいな字で板書されているのを拝見して大いに反省をしているところでございます。学生からもよく字が汚いというふ



うに言われますし、今回のビデオをうちの家内に見せましたところ、何て汚い字を書くの、みっともないというふうに叱られてしまいました（笑）。今後大いに反省したいと思っております。

ともすると要件事実論というのは基本的になかなかとっ付きの悪い科目でございますし、単調に教えますと砂をかむような思いをして全員が寝てしまうという事態に陥らないとも限りません。ビデオの中では先ほどの先生方と違って多少途中でぐちゃぐちゃ話しており、お恥ずかしい部分も多々あるのでございますけれども、なるべく楽しい雰囲気の中で授業を学生に聞いてもらえよという思いでやっております。ただ、これもアンケートに、一部でございまして、「くだらない冗談を言って自分一人で笑うのはやめて欲しい。」ということを書かれてしまいましたので（笑）、これも大いに反省しているところでございます。本日はまことに拙い授業ではございますけれども、ごらんいただければと存じます。

（ビデオ放映）

**野村** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのビデオを見ていただいて、法科大学院の学生諸君からいろいろ発言をお願いするということで、この進行役は早稲田大学の山野目先生をお願いいたします。

**山野目（早稲田大学）** ご紹介いただきました早稲田大学の山野目でございます。

ただいま3人の先生の授業をビデオで皆様方にご案内申し上げたところでありますけれども、さて、法科大学院で展開されている授業というのは何よりもその主体は学生さんたちで、果たして学生さんたちがこのような仕方で行われている法科大学院の授業についてどういうふうなことをお感じになったかということをお早率直に聞いてみたいと思いません。

本日は各地から合わせて6人の法科大学院に現に在籍しておられる学生さんたちにここにおいでいただいております。早速お尋ねをしてみましょう。一番最初に、明治大学1年に在籍しておられる稲田かずはさん、いかがでしょうか。

**稲田（明治大学1年）** 明治大学法科大学院未修に在籍しております稲田かずはと申します。

ただいまのビデオを拝見しまして、また私が実際今受けております授業と比較しまして、双方向授業のよさをかなり実感いたしました。私が感じた双方向授業のよさというものをまず少し述べさせていただきますと思います。

まず1つ目、先生が質問し、それに適宜生徒が答えていくというやり方によって、その授業で取り上げたいと先生が考えていらっしゃるテーマ、課題について自然と生徒が考えていけるように、クラス全体を自然と導いていけるという点を双方向授業のよさとして実感しました。

2つ目に、双方向授業によって、クラス全体に緊張感を生み出すことができるという点を双方向授業のよさとして実感しました。ただ一方的な講義の形式では、自分は当たらないと思う生徒側は少し油断をしておりますので、漫然と授業を受けるということがあると

思います。それに比べまして双方向授業では、自分がいつ当たるかもわかりませんし、そのような緊張した状態にありますので、自分が当たっていないときでも、ほかの学生がどのような意見を言うのか、そして次自分が当たればどのようなことを言うべきか、そういったことを常に考えて頭をフル回転しているという状況が生まれますので、そのような状況を生み出せる双方向授業はすばらしいと思います。

私の学校においても前期中に幾つかの授業で双方向授業がなされたのですが、今見たような授業と比べかなり差がありました。その差が生じた原因として、未修者には基礎知識が全くないという点あげられます。基礎知識がないため、今のような活発な議論ができず、先生に質問されても、予習の段階で教科書で読んだことをそのまま答えるという状況でした。そのようなことを今ビデオを見ながら思い出しました。前期の未修の段階においては基礎知識がないために、予習段階で読んだ教科書に書かれてある内容をもう一度授業でみんなで確認するにとどまり、これでは、従来の一方的な形式の講義とほとんど変わりがないのではないか、双方向授業のよさが発揮されていないのではないかと思います。特に未修の前期における双方向授業の在り方を今後の法科大学院の授業で改善する必要があるのではないかと思いました。

以上です。

**山野目** ありがとうございます。会場にも担当の先生がたくさんおられると思いますが、前期末修の授業でどうやって双方向をやるかという大変難しい宿題をいただいたのだと思います。

次、お願いします。関西大学1年次、神谷宗幣さん、よろしくお願いいたします。

**神谷（関西大学1年）** 関西大学未修の神谷宗幣と申します。

私も先ほど発言された稲田さんと同じ未修者です。確かに稲田さんがおっしゃったように、未修者の段階での双方向授業は非常に難しいと考えています。実は私は3月まで高校の教員をしておりましたので、自分が教える立場からみても、先生方は大変だろうと感じながら授業を受けております。ただ、私の通う関西大学法科大学院は双方向授業をするということで、先生方は少しでも双方向の形に近づくように授業を作ってくさっています。今日拝見した授業の内容は、すべて既修者向けのものでありましたので内容的には難しいものもあったのですが、2年次には自分の学校でも今の形を発展させてより双方向の形で受けたいなと思わせていただけるモデル授業でした。

そして私は、双方向授業で一番大切なことは、学生と教授が一緒に作っていくことだと思います。それには、先生の側には学生を引っ張っていく力が、学生の側には必死についていく努力というのが必要だと考えています。

先ほどの3つの授業を拝見して先生方のエネルギーが伝わってきました。あのようなエネルギーのある授業であれば、学生はついていきたいな、先生が面白いことを言ってくださるのではないかと感じ、眠くなってしまうこともないと思うのです。

エネルギーの一つの源として、ユーモアが挙げられると思います。人間90分、100分とはなかなか集中できないのですね。私などは自分で言うのも恥ずかしいのですが、ずっと聞いたり写したりするだけの授業では居眠りをしてしまいます。そういった授業の中

でささいなユーモアというか、ジョークの1つを入れていただくだけで、笑いによるエネルギーのチャージができ、その後30分は眠らずにいられます。授業中に3つぐらい冗談を入れていただけるとうれしいですね(笑)。そういう意味で、3つ目の三角先生の授業は私にとって大変興味深い授業でした。

次に、ついていく学生の側の話ですが、ビデオの学生さんの対応をみておりまして、非常に答えるのが早いというのを感じました。能力がある学生さんであるということがまず1つの条件だと思いますけれども、先生側からの予習課題もしっかり出されているのだと感じました。予習課題が適切に出されておりますと、学生として予習していても楽しいのですね。そうして予習していったことを授業で活かせると思うと、前向きに授業を受ける気持ちが出てきますので、そうすると先ほどビデオで拝見したような学生のほうから発言したいといった感じの双方向性が生まれるのではないかと考えています。

エネルギーとユーモアと適切な予習課題というものを私は先生方に求めておりますので、元気とユーモアと適切な予習課題というものを私は先生方に私は求めておりますので、そういったものを与えていただいて、よりよい双方向授業に参加していきたいと考えております。

以上です。

**山野目** ありがとうございます。法科大学院の講義の場合には、ときどきこういうふうに私は先生やっていたとか、そういう人が教室の中にいるので大変怖いんですが、授業中に3つ冗談を言わなきゃいけないなということで決意を新たにいたしました。

その次、中央大学2年、豎十萌子さん、お願いします。

**豎(中央大学2年)** 中央大学2年次の豎十萌子と申します。私は一人一人の先生方にコメントをさせていただきます。

まず公法の土井先生の授業についてですが、まず最初にポイントを2点提示しますというようなポイントを提示して授業を始めていただけたというのは、学生としてはそれを目標に勉強でき、頭の整理もできるので、とてもよいと思いました。もし事前に予習の段階でそのような「この2点がポイントだから、君たち勉強してきてください」と言ってもらえれば予習の段階から頭の整理ができるようになるので、さらに良いのではないかと思います。

あと、先生の授業は要件事実の主張、立証を意識され、まず当事者の主張、次に認否はどうだったというふうに授業が進められていたので、頭の中で問題の構造が整理できた点、また、先生は授業の途中で「じゃあ、ここは何が争点だったか」と争点を一つ一つ明確にして下さる点がとてもよかったですと思いました。次に、先生は授業の中で学説とのつながりを明示した点。あの事件ではいろいろな学説があった、こういう事件は結論がうまくでないから学説がこんなに出てきたのだよというふうに事実と学説とのつながりも明示してください、それも大変よかったですと思いました。さらに先生は最後に今日の授業の目的と勉強の方向性、「この事件はいろいろ難しいから、色々な角度から君たち考えてくれ」というふうに授業の最後に勉強の方向性を示していただけたので、学生としてはなるほどというふうに、思いました。

そして最後の1点ですが、先生は黒板によく書かれていて、たぶんそれは学生としてわかりやすいという意見もあると思うのですが、先生が黒板に書く時間は短い授業時間の中で時間を取られるという弊害も学生としてはあるように感じました。でも先生は黒板に書いた文字を大変よく利用されていたので黒板に書くことは有意義なことに感じましたが、もし余り黒板を利用しないようであれば、学生もある程度口頭で聞いて自分で図がくれるので、本当に難しい学説や言葉だけをポツポツと黒板に書く程度にすると、授業の進行に妨げにならないのではないかと失礼ながら思いました。

次に、法曹倫理の更田先生の授業ですが、更田先生の授業は双方向というのがとてもよくできておりまして、学生の解答に「じゃあ、君、こういう場合だったらどうなの」というふうにその場で鋭く先生が切り込んでいるというのがあります。そのような授業はたとえ自分が指名されていないなくても、聞いているだけで「どうなんだろう」というふうに考えられるので、とてもためになります。先生の指摘はすばらしいなというふうに感じました。双方向というのは、切り返しがうまい先生であると学生としては授業を聞いているだけで大変役に立ちます。

それで、このビデオでは全部が収録されていないのでよくわからなかったのですが、特に法曹倫理というのは私たちよくわかっていないというのもあるのですが、いろいろ議論がなされて、先生がいろいろ指摘してくださったその最後に、それに対して実務はこうなっているのだよとか、あと学生の「不法行為で」という解答に対して「その不法行為は果たして本当にできるのか」とか、あと先生なりの「私だったらこうするんじゃないか」とかいう意見がもしありましたら最後示していただければ、学生はそういうふうになっているのかという理解ができるので、そうしていただくと良いと思いました。

最後に三角先生の授業なのですが、初めに学生が予習してきた要件事実の答え合わせをする場面で、指名された一人の学生が口頭で答えを言い、先生がそれに基づき黒板に書くという形態をとられていました。

要件事実はわかりづらいので、黒板に書いてもらうことはとても助かるのですが、先生が黒板に書く時間や学生が先生の書くペースに合わせて発言することは、時間的にもったいないと感じました。学生はたぶん全部予習をしてきているので、指された生徒が、授業の前に書いておくと他の学生の答えをチェックでき、じゃあ答えはどうなんだという態度で授業に臨め、先生は書かれた答えをチェックするだけですむので時間の短縮になり効果的だと思いました。

あと、先生の授業は多方向授業というのがとてもよくできていまして、質問の機会を一回一回学生に「じゃあ他のみんなはどう思う？」と与えているのはすごくよいと思いました。また、学生が一度意見を言ったら、その後先生が学生の意見を補足するような形で「君はこういう意味で言ったんだよね」と言うシーンもありました。授業中学生は「今あの人は何と言ったんだろう」と思うことがよくあるのですが、それに対して先生が必ず学生の発言を補完を下さるので、「あああの人はずいぶん言ったのか」と理解することができ、とても助かります。

最後ですが、授業中の論点にありました原告説と被告説というのは、私も初め勉強したとき何が違うのかさっぱりわからなかったのですが、先生が授業の最後に甲乙つけがたいという結論を示していただけたので、どちらの説が正しい、悪いという話ではなくて、両

方の説の流れを理解しておけばいいのだなと最後に落ち着けてとても良かったです。先生が最終的にまとめてくださるといのは学生としては今後の勉強の指針となり、とてもいいと思いました。

**山野目** ありがとうございます。かなり詳細なコメントをいただきましたので、この後の休憩後のパネルディスカッションでいろいろご議論いただきたいと思ひますし、それぞれの先生方からも恐らくご議論があたりかもしれません。最終弁論権がどちらに帰属するのかちょっとわからないところもありますが、第2部でまた大いにご議論いただければというふうに思ひます。

続きまして新潟大学1年次、田村明子さん、よろしくお願ひいたします。

**田村（新潟大学1年）** 新潟大学未修の田村明子と申します。

3つの授業を拝見させていただきまして、皆さん忌憚のない意見を述べていたようなので、私も素直に感想を述べさせていただきます。3つともすばらしい授業だったと思ひます。

もちろん授業の目的というのは知識の伝達ですとか、思考力の育成とか、養成とかいうのも大事なんですけども、芸術的であるといひますか、舞台とか、落語とか、コンサートと似たようなところがあって、感動を与えたりとか、意欲をわき立たせるですとか、美しさ、構成力、そういったものも非常に大事なんだなと感じました。また、伝えるとか、分かち合うとか、そういうことをどの程度意識して授業をされるのかという点でも、大変努力されていらっしゃると思いました。事前の準備もかなり大変だと思うんですけども、先生方はかなりレジュメをしっかりと出されていて、こういうものを事前にもらっていれば、どんなところをポイントにやっていくのかというのがわかりますし、こんなところを問題にしていったらどうだろうとか、こういう見解を参考にしてみなさいというのを指摘していらっしゃるだったので、特に未修者なんかですと、テキストの何ページから何ページまで読んでくださいと言われても、ペタッと均一に書いてありますので、どこがどうポイントなのかというのがなかなかわかりづらいので、こういうふうに出していただくとわかりやすいなと思ひました。

あとは板書の見やすさ、きれいさというのも驚きました。三角先生も決して（笑）。十分読み取れましたし、右から左へとちゃんと順番に書いてございました。ぐるぐる回して書かれる先生とかもいらっしゃるんですけど、どこからどこが今の話の対象なのかわからなくなったりするということもありますので、十分見やすかったです。声の大きさですとか間の取り方といったものもとてもわかりやすいなと思ひました。

あとは、答える人へ、「うんうん。そうだね」とか、「それはどうなんだろう」という相づちのとり方でもっと発言してみようという気持ちにもなりますし、後で振り返ったときに記憶に残りやすいという意味でも大事なことだなと感じました。

また、解答されたときに返されたコメントですね。「そうだね。次」というのではなくて、「そこはどうなの」とか「こうではないのか」というふうにさらに深めていけるようなコメントを返されていたというのもなかなかすばらしいなと感じました。あとは問いかけを自分で要約してから、ほかの学生に、「こういう意味なんだね。じゃあ、これはどう

思うか」とか、一対一でやるのではなくて、自分のところで受けとめてからほかの学生に回して、またさらに深めさせるという流れがありましたので、そういったところも双方向というよりも多方向という意味では大事なのではないかと思いました。未修者ですと知識のレベルがいろいろありまして、本当に私のような初心者からある程度知識のある方までいらっしゃるので、どこにフォーカスを置くかというのは先生方も大変だと思うので、未修ですとそこまで美しい双方向というのはなかなか無理ですし、時間の関係もありますので、主に知識の定着というのが中心になって私は一向に構わないと思っているので一方的な講義でも何ら差し支えないんですけども、これからこういった授業を展開していったらいいなと思いました。

以上です。

**山野目** ありがとうございます。田村さんのご発言の初めのほうで舞台芸術と共通する部分があるのではないかというお話があったのは、なるほどなあと思って、感心して承っておりました。例えば土井先生のご講義のミューの例えが出てきたところ。あれはいいですよ。編集したのは私なんですけれども、思わずあれを聞いて、憲法の授業で勉強したというのはそういうことなのかと納得しました。学者がタレントであることを要求される瞬間というのを見たような思いです。ありがとうございます。

続きまして九州大学2年次、鳥居孝充さん、よろしく願いいたします。

**鳥居（九州大学2年）** 九州大学2年次の鳥居と申します。私はまず総論的なことを申し上げまして、次に各先生方に気づいた点を申し上げさせていただきたいと思います。

実は最初から私は先生方がどういう質問をされるか、それと質問の内容・難易度・順序、この2点に気をつけて見ておりました。

まず土井先生なんですけれども、非常に印象的だったのは、最初にオーバー・ビューとありますが、問題意識を投げかけて、これは問いなんですけれども、必ずしも答えてくれるという問題ではなくて、これから答えていきましょうという問題を生徒に投げかけている。次に出てきたのは非常に具体的で、かつ、答えのある質問が出ました。例えば請求原因は何かとか、抗弁に対する認否はどうかとか、非常に具体的で答えやすい問題が続いた後で、次に抽象的な問いに移るわけですね。それが最終的に宿題、課題として、現実的な対応としてはどういうものが一番かどうかというふうに、順序を追って簡単なものから難しいものへというふうに設定されている。これは非常に感心しました。

というのは、これを逆にやって失敗例が出ていまして、例を挙げますと、例えば未修者の方に「二重の基準について批判せよ」という質問を出すわけです。そうすると、初学者の方は何を答えたらいいのかわからないんですね。わからないけれども宿題だから出さなきゃいけないということで、どういうことが起きたかといいますと、例えば、よくできる方の答案を写すということが実際に起きております。私も教師ではなかったんですけど家庭教師をやっているんで、そういう経験をかなりしていますので、やっぱり習熟度に応じた質問を出すということが非常に大事だと思います。

次に更田先生なんですけれども、ご質問の問い方が「あなたはどうか」というもので、答えがある質問です。ちょっと答えにくい質問もあったかと思うんですけども、ま

ず単純な質問から複雑な質問へ、しかも切り返しが非常にうまくて、私だったらたぶん詰まっているかなという質問があったのですけれども、これも非常に問い方がうまいと思います。

若干つけ加えるとすると、ご質問に対してははっきり態度が分かれる、つまり賛成するか反対するかというふうに二通りの態度に分かれるものについては、私はアメリカの大学におったのですけれども、プロチームとコンチームに分けて討論させる、第三者がそれを判定するというふうな方式をとって、双方向から多方向にするという方式もあったかなというふうに思います。

3番目の三角先生なのですが、非常に楽しくて、質問の問い方もやさしい問題から、訴訟とは何かとかいう問題から、最終的には一番難しい問題である準消費貸借における举证責任の所在ということで、非常に仕組まれた質問の順序であるし、難易度であるというふうに思います。ただ、これについても、対立構造がしやすい質問ですので、こういう問題の場合にはやはり先生も途中でなさっていたと思うんですけれども、賛成チーム、反対チームに分かれて、先生が賛成チームに入るなどというふうにして、双方向から多方向にするというやり方もあるのかなと思いました。

私のほうからは以上です。

**山野目** ありがとうございます。3のところ、双方向ではなくて多方向ということも重要であるということについてもコメントをいただいた点は記憶しておきたいところだと思います。

最後になりましたけれども、早稲田大学1年次、中尾繁行さん、よろしく願います。

**中尾（早稲田大学1年）** 早稲田大学の1年次に在籍しております中尾と申します。学生なりの視点から率直な感想を述べさせていただきます。

まず、3先生に共通の点といたしまして、ケース・スタディ中心で、学生との対話の中でポイントをご講義されていくという授業スタイルをきちっと展開なさっていらっしゃる点、これは3先生に共通の非常にすばらしい点ではないかと拝見いたしました。

最初の京大の土井先生なのですが、脈絡が私になくて恐縮なのですが、気づいた点を述べさせていただきますと、1つは、授業の冒頭において2つのポイントをお示しなされて、これで学生の授業に対する注目といいますか、視線といいますか、それを確定なされて、授業展開中も常にそれに学生の注目を収斂なさっていらっしゃる、この点が非常にすばらしいと思いました。

それから、蓮花寺事件という事案の特有の結脈争訟という一番難しい部分について詳細に、何が問題で、どのようにとらえるべきかというのを非常にわかりやすくご説明なさっていらっしゃる点、この点も非常にすばらしいと思いました。

それから、最後の課題をお出しになっていらっしゃるんですけれども、第1審の事実を読んでそれに対する解決を示せという課題なのですが、まさに授業の成果を大いに生かして学生に自分の頭で考えさせるという課題を出していらっしゃる点、授業のまとめとして非常にふさわしい課題ではないかと感じました。学生の立場から申し上げると、さらにこの課題を学生同士で論じ合ったりするのもなかなかおもしろいことではないかなというふ

うに感じました。

それから2番目の上智大学の更田先生のご講義ですが、先生のご講義もQ & Aを中心に、さらに設例を中心にご展開なさっていらっしゃるんですが、学生とのQ & Aにおいて単に質問が1往復で終わるのではなく、さらに2往復、3往復、さらに4往復と目指されているのが非常に素晴らしいと思いました。

それから中央大学の三角先生のご講義ですが、ちょっとこれもすみません、脈絡なくポイントだけ申し上げさせていただきますと、まず学生のモチベーションに非常に気を遣っていらっしゃるという点。もちろん学生は自分で進んで勉強する姿勢を持たなければいけないんですが、学生のモチベーションにも気を遣っていらっしゃる点、この点が非常に素晴らしいということと、それから、必ずご質問のときに学生に理由を尋ねていらっしゃる点、それからさらに、原告説・被告説というところがございましたけれども、ここで恐らく実務上のご経験だと思うんですが、それを生かされて、では証書が返還されない場合はどうなるかとさらに突っ込んで学生の頭を刺激されている点。それに対する最後に解答をあえて正解指向に陥らないで示さないというところで、そういうところを意識していらっしゃる点、こういった点が非常に素晴らしいというふうに学生からは感じました。

どうもありがとうございました。

**山野目** 今の中尾さんのコメントも、この休憩の後の第2部でまたそれぞれ論議を深めていただけるものと思います。

会場内が非常に暑うございますので、なるべく早く休憩にしたいのですが、ちょっとここで1分ほどお時間をいただいて、私のほうから若干主催者側からのおわびを兼ねた説明を申し上げておきたい事項がございます。

それは、ただいま3本のビデオをごらんいただきまして、それぞれに有益な授業のご紹介を差し上げることができたと思うんですけれども、お気づきのとおり、未修者向けの刑法・民法などの基本科目の授業を今日はご紹介申し上げるチャンスをつくることができませんでした。それに当たってはいろいろな制約、事情があってそういうことになったんですけれども、やはり今日ご議論いただく中ではそういう観点も必要だろうということになり、私が犠牲になることになりまして(笑)、自分のやっている授業の様子を、ビデオは時間の制約がございまして放映できないのですが、ペーパーにして今日先生方のお手元に配布しているものの中にお示ししてございます。「ある未修者のための民法の授業」というペーパーで、自分の授業についての考え方と、それについての学生の感想を書かせていただいております。プログラムに書いてあるものとは違って、本日お見えになっているただいまお話しになった中尾さんは、ここに出てきている学生さんではないんですけれども、受講者の1人ではありますから、もし必要であれば議論に参加してもらえらるだろうと思います。

このペーパーの中身については時間をとってご説明を差し上げる余裕はございませんけれども、必要があればパネルディスカッションのときにご指摘を踏まえて議論をさせていただきたいと思います。申し上げたいことは、一言で申せば、法科大学院の授業がどうしても双方向であるということが強調されて、そのことはもちろん重要なことですし、決して悪いことではないのですけれども、しかしながら、例えば中央教育審議会の答申が法科



大学院の講義はどうあるべきかということを論じているときに、双方向かつ多方向の講義であるべきだというふうに言っていて、「かつ」から後のところは決して飾りではない言葉ではないはずですから、そのことにもう少し関心を払うべきではないか。先ほどの学生さんのコメントの中にも若干そういうふうな問題提起があったんですけども、そういうことを述べさせていただきたいということをペーパーにも書きました。

本日ビデオでご紹介したご授業の中にも、例えば更田先生が独自に使っておられるリアクションペーパーというのはすごい名前だなと思ったんですが、あれはどういうふうに使っていらっしゃるのかももう少し伺ってみたいような興味、関心を抱きました。それは双方向のさらに充実した発展という観点からの問題です。

それから、三角先生のご授業はまさに多方向になっていたと思うんですが、準消費貸借契約の旧債務の存在に関する両説をめぐる議論は大変ユーモアを交えたすばらしいご授業だったと思いますけれども、ああいうものもさらに未修段階などで活かしていくときに私たちは何を考えなければいけないのかといったようなことも、可能であれば後半で取り上げられればなおよろしいのではないかと考えましてペーパーを配らせていただいております。

学生さんからいただいた声と、それからただいまの資料の説明でございました。どうもありがとうございました。

**野村** それでは、ここで休憩に入りたいと思いますが、ただいまのビデオと学生さん方の発言を素材として法科大学院の授業のあり方についていろいろご質問あるいはご意見等をお書きいただきたいと思っておりますけれども、3枚連写の質問用紙がお手元にあるかと思っております。会場外にもございますが、それをお書きいただいて、会場前に提出の場所がございますので、そこにお出しいただければと思います。休憩中に整理をして第2部のパネルディスカッションにつなげたいと思っております。恐らくたくさんの方からご質問、ご発言があるかと思っておりますので、直接質問者に発言をしていただくということは不可能ではないかと思っておりますので、こちらのほうで書いていただいたものを読み上げるという形で進めたいと思っておりますので、簡潔にわかりやすくお願いしたいと思います。法科大学院の教育に求められていることの1つではないかと思っておりますので、模範的なものを示すということでお書きいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これから20分間ということで、会場の時計で40分にパネルディスカッションを始めたいと思っておりますので、休憩に入りたいと思っております。

( 休 憩 )

## 【第二部】パネルディスカッション

**野村** まず質問について、ビデオで授業をしていただいた先生方にお答えをいただきたいと思っております。ビデオの順番でいきたいと思っております。最初に土井先生ですが、東洋大学法科大学院の岩上先生から意見が2点ございます。これは、板書はそれほど多くなくてよいのではないかというご意見と、それから、最初に総括的な問題提起をして、残り時間はデ

ディスカッション方式にしてはよいのではないかというご意見でございます。後ほど時間があれば、またこの点について前にお座りの先生方からいろいろご意見いただいてもよろしいかと思えます。

もう1つ、補講の現状について、例えば土井先生はどうされているのかというご質問ですので、これにまず土井先生から簡単にお答えいただきたいと思えます。

**土井** 私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目、板書の件ですが、これは先ほど学生さんのほうからもご意見がございました。正直申し上げますと、今日の授業は後期にやっている授業なのですが、前期に未修者用の統治の基本構造という授業をやりまして、最初の時間はほとんど板書をしませんでした。その結果、私は話すのが非常に早いものですから関西弁でまくし立てるという状態になりまして、学生のほうから「先生、それでは早過ぎてついていけない」という話が出ました。それで、板書をすると進度が抑えられますし、また書いている間に、一つの内容を違った表現で説明し直す時間も取れるということに気がついて、板書をかなりするようになったということもございませう。

それと板書の使い方なのですけれど、最初の説明のときに申し上げましたが、今回の授業は扱っている内容がやや難しく、既修者にとっても少し難しめだということもありますので、未修者に近い形での授業方法をとっております。その点に関連して申し上げますと、未修者用にはあの程度板書してやったほうが恐らく理解しやすいのではないかと思います。それから、既修者の場合にはもう少しフリーディスカッションに近いような授業をしますが、発言を比較的板書でまとめてやると、発言そのものが分散するというか、散漫になっても一定の構図の中におさめてやることができます。その意味でも、板書は活用できると思えます。もちろん、板書を使う目的も違いますし、それによって利用の方法が違いますので、それは授業によって多かたたり少なかたたりするというのが当然ではないだろうかと思えます。

それから、2つ目の補講の現状に関する質問ですが、質問のご趣旨を的確に理解しているかわかりませんが、今回の授業につきましては特別に補講はやっておりません。公法総合2はクラス制をとっていまして、もう1つクラスの授業を京都大学の毛利透教授がご担当ですので、休講等で進行にズレがあるようなときには補講をしますが、それ以外の場合にはやっておりません。最初の説明で少し申し上げた課題についての学生に対する指導というのは、オフィスアワーの時間を使ってやっております。オフィスアワーを設定しても、学生が来るときもありますし、来ないときもありますが、課題を出しておくとは必ず担当の学生は来ますので、そこで簡単な指導をしているということです。

以上です。

**野村** どうもありがとうございました。

それでは次に、三角先生に2件ご質問がありますので、2件を続けてこちらから読み上げてお答えをいただくということにしたいと思います。

最初は大阪大学の南川先生で、ロースクールは研修所の前期を賄うべきものとの話がありますが、研修所での授業とロースクールでの講義との間において同じ点または特に異な

るべき点は何かということで、あえて忌憚のないところをお聞かせ願えれば幸いですということです。

もう1つは琉球大学の宮城先生から、民事訴訟実務の基礎のシラバスを背景にしての質問です。第1点は、要件事実総論を第1回、第2回と2回の講義で行っているが、当初どの程度のレベルの授業をする予定で、どの程度実現できたのか。それから第3回、第4回でビデオ教材を利用したのか。したとして、どのような内容のビデオをどのように利用したのか、どのような効果があったのか。第3点は、シラバス上、貸金返還請求、加えて準消費貸借保証債務不履行と書いてあるが、すべてやったのか。やったとして何回で、何分の講義だったのか。今回のビデオでの準消費貸借との対比で、消費貸借と保証にどの程度時間をかけたのかというご質問でございます。それでは、よろしくお願います。

**三角** 最初にロースクールと研修所での授業との異同という点でございますけれども、民事訴訟実務の基礎という科目は、新しく法科大学院を卒業した学生について、ご承知のように、前期修習が原則として廃止となり、実務修習から修得が開始されるということにかんがみて、理論と実務の橋渡しをすることを目標としております。その意味で、前期修習も司法試験に合格した学生に対して実務修習までの実務導入教育を行うという面では共通する部分がございます。そういう点では内容的にはかなり共通する内容を取り上げているところでございます。

異なる点でございますけれども、研修所の場合には、司法試験に合格して実体法の基礎的な知識と学習はすべて終えているということが前提となっており、研修生が二回試験に向けて、あるいは実務に向けて自分で自主的に勉強するということが中心になっていると思います。ロースクールももちろん自主的な勉強というものが中心にはなるのですが、やはり法律的な基礎科目の勉強も並行して行っている人たちであり、学生さんのレベルにかなり幅があるかなというふうに思いましたので、前期修習よりは、より基礎的な部分を取り上げ、それを丁寧に一緒に考えていくようにと注意して授業をしているつもりでございます。

それからシラバスの点でございますが、先ほども申し上げましたように、このシラバスは授業を行う前に科目担当の教員3名で協議をして、太田秀夫先生に中心となつてつくっていただいたものなのですが、実際にやっていきます過程では、かなり内容が盛りだくさんで、14回の枠にこれをすべておさめるのは大変難しい状況でございました。したがって、実際シラバスどおりにちゃんとできているかという点、必ずしもそうではありません。例えば、シラバスでは要件事実論総論が第1回と第2回とありますけれども、私の場合はこの部分を第1回だけにいたしまして、要件事実論の本当にさわりの総論の部分だけを扱いました。

また、第3回、4回のビデオ教材ですが、これは司法研修所を出しております「民事訴訟第一審手続の流れ」のビデオを使用しました。法科大学院協会に提供させていただいているものなのですが、その手続部分を授業で流しました。証人尋問の部分を流しますとけっこうな長さになりますので、そこまではできませんでした。手続部分だけを流しまして、そしてそれ以外の証拠部分については教材になっている記録を読んでもらいました。その上で手続に関する感想とか、意見などをアンケート形式で提出をさせ、それをもとに学生

さんと一緒に議論いたしました。学生さんの反応としては、実際に運用されている様子がよくわかって参考になったという肯定的な受けとめ方が多かったというふうに思っております。

第3点についてですが、シラバス上に記載のある貸金返還請求、加えて準消費貸借、保証債務、これをすべてやったのかということですが、この3つに関してはやりました。それぞれ何回、何分というところまではすぐに出ないのですが、先ほどの授業は多少編集をしておりますので、準消費貸借の部分で、あれよりももう少し長く、30から40分かかったと思います。ですから、ほかの部分もおおむね1テーマにつき、その程度の時間はかけて講義をしたというふうに思っております。

以上でございます。

**野村** それでは次に、3人の先生方に共通のご質問をお二方からいただいています。内容的には若干重なる部分もありますので、こちらで読み上げさせていただいて、3人の先生に順準にお答えいただくということにしたいと思っております。

まず第1番目に、創価大学法科大学院の伊藤先生から、3先生とも事前に課題を出し、それに対する回答を事前に書面で提出させるということはしておられないのでしょうかというのが第1の点であります。それから、もし提出されているのならば、それへの言及がないのはなぜかという疑問が生じます。もし提出させていないのならば、それはなぜでしょうか。学生の負担を考えてのことでしょうかというのが伊藤先生のご質問でございます。

それから、北海道大学の山中先生から、各回の授業における課題設定を考える場合、他の授業との兼ね合いを考えなければならぬでしょうから、各回の授業のために学生が予習にどの程度の時間をかけるのが適当なのかという問題があろうかと存じます。三角先生はおおむね2時間から4時間かけている学生が多いという話をされていましたが、学生の負担としてはどの程度の予習時間をかけることを予定して授業課題を設定するのが望ましいとお考えですか。なお、私が昨年北大大学院で実験授業をやった際には、各回で次第に課題の難易度を上げていくようにして、最後のころは、特別法絡みの課題を扱った際には予習に10時間ぐらいかかって大変だったと言われた経験があります。三角先生の報告でも4時間から6時間かけている学生もいるとのことですので、そういうことが常態化しても負担として大丈夫でしょうかというご質問でございます。

それでは、土井先生のほうから順番にお答えをお願いしたいと思います。

**土井** まず事前の課題の提出をさせていないのかというご質問ですが、私の場合は事前に課題は出しておりますが、それについて解答を作成させて書面で提出させることはしておりません。最初に説明をしましたように、事前の課題は授業の場で応答して、授業の終わりに出した課題のほうを文章化させています。

予習の時間の件ですが、京都大学でも授業に受講者の視点を生かすためのアンケートということで、いわゆる授業評価をとっております。ただ、後期、今回やった授業についてはまだ調査を行っておりませんので、この授業についてはデータがないのですが、前期に行った未修者の授業については平均して4時間から5時間ぐらい、人によるのですが、予習をしていたという感じでございます。ただ、最初の説明のところでも申し上げましたが、

どうしても予習に時間がかかってしまって復習ができないという問題がございます。特に未修者からその種の指摘が多いのですが、結果として、授業の内容をそしゃくして知識の定着ができないままに学期が終わってしまって、すぐに試験に臨まないといけないのはつらいという指摘がありました。そこで、先ほど申し上げましたように、復習の課題を出すということにいたしました。授業の予習にどれだけ時間がかかるかということについては、結局は全体の科目でどれだけ予習を出しておられるかということに係っていきまして、学生のほうも時間が限られていますから、どうしても全体の時間の中で調整してやっていくかないわけです。その際に、予習がない授業と予習が必要な授業が組み合わさってくると、どうしても予習の必要な授業のほうに時間をかけてしまいますし、やろうとするとどれだけやったって切りがないという状態になります。このような場合には、科目間全体でこういう感じでやりましょうという調整ができれば、一日 24 時間以上は超えられませんので、予習・復習のバランスも安定してくるのではないのかなという気がします。結局、私が自分で 4 時間ぐらいの課題だと思っても、学生の方がただらやれば 6 時間、7 時間かかる場合もあれば、集中すれば短くなる場合もありますので、その辺は科目全体で目安を検討する必要があるのかなというふうに個人的には思います。

**更田** 法曹倫理でございますが、お手元に配布したような 1 回から 7 回までの設例といたしますか、メモを 1 週間前に配布してあるんですけれども、ごらんいただければわかりますように、設例といたしましても結局弁護士がどう対応するかという場面設定をした程度のものでありまして、そこで一体何をどういうふうに考えるかというのは、講義の中で展開することにして、書面で事前に解答させてはおりません。それから、ほかの科目の負担もあり、最初はこちらがえらく張り切りまして、かなり予習といたしますか、事前の準備を学生に求める呼びかけをしたんですけれども、現実にはなかなかむずかしいものですから、興味を持ってやってくれるように少しずつ流しているというのが現状であります。

**三角** 民事訴訟実務の基礎でございますが、課題でございますけれども、今日ごらんいただいた授業の問題研究については、事前に書面の提出は求めておりません。あらかじめ予習をしておくようにと申しまして、その予習した内容を踏まえて授業で学生に答えてもらうというものです。

課題は一切出さないのかということ、そういうことではございませんで、14、15 回の授業の中間部分で課題を出題いたしました。おおむね 1 週間強ぐらいの時間を与えまして、その間に事実整理等についてのレポートを提出させ、それを簡単にチェックする程度の添削をし、それを返した上で講評を行うということにいたしました。課題に関しては、やはり他の科目との課題の重複で学生たちが「きつい。」というようなことを実際申しますし、その辺のところを聞きながら、適切な量で、消化不良を起こさない程度の分量にしたい、課題の効果等も考えてそういうふうになりたいと思い、今のところ 1 回に出題にとどめております。

予習にとられる時間ですが、先ほど申しましたのは学生のアンケートの結果ではそのぐらいの時間をかけているということです。回答割合は 30% 程度でしたので、ほかの学生がどの程度やっているかは必ずしも把握できないのですが、同じアンケートの他の質問で「予

習・復習として指示される学習の分量は適切ですか。」という質問があるのですが、それに対する回答として、「適量である」というのがおおむね6割強ぐらい、そのほかの人たちも「やや多いが、こなすことはできる」というふうに言っております。したがって、現状はほぼこの程度で問題はないかなというふうに考えております。

**野村** どうもありがとうございました。3先生に対するご質問は以上ですが、実は山野目先生にご質問が出ていまして、お答えいただければと思うんですがいかがでしょうか。山野目先生が先ほどの進行のところで触れられた点について、法政大学の滝沢先生から、未修コースにおける講義の位置づけはどのように考えたらよろしいか。必要か不要か、あるいはどのように利用するのか、ご意見を伺わせてくださいということですので、まず最初に山野目先生からお答えといいますが、ご意見を伺って、それについて先ほどビデオで広義をさせていただいた3先生のほうでご意見がありましたら、おっしゃっていただければと思います。最初に山野目先生、よろしく願います。

**山野目** ご質問の未修者の授業のあるべき姿という形でご提起いただいた論点、大変ごもっともなことだと思います。今日はたまたまシンポジウムの準備の制約上、3本のビデオの授業、いずれも大変素晴らしいご授業をご紹介申し上げることができましたけれども、いずれも既修の授業であって、1年次の未修者の授業がどうあるべきかということこそ、ひょっとすると法科大学院制度の基礎として徹底して議論しなければならないことなのかもしれないと思われるわけですから、ご指摘はごもっともだと思います。その関係から、私のほうからはお尋ねを踏まえて、1つは考え方、1つは具体的な展開のことについてそれぞれお話をしたいと思います。

どうあるべきかという考え方の問題点から申し上げますと、それはいろいろな考え方があると思うんですけれども、何よりも強調申し上げなければならないのは、時間の制約ということがあると思います。民法でも刑法でも、改めて申し上げるまでもなく、教えなければいけないことというのはたくさんあるわけなんですけれども、しかし与えられている回数、時間数は非常に少のうございます。その結果として、教室で何をやらなければいけないのかということについてのきちっとしたコンセプトがないと授業が壊れてしまうということになりかねない部分がございます。私どもが考えるところでは、今までの大学の学部の授業のように教室で全部知識を展開するということはおよそ不可能であります。また、そういうふうにすることが良いのかということも問題でありまして、むしろそうではなくて、教室では知識の定着ではなくて考え方のトレーニング。学生は最終的には自分で家で知識を定着させるべきであって、定着させる方法を教室で展開するのだという分担にどうしてもならざるを得ないし、むしろ法科大学院制度というのはそういうものなのではないか、こんなふうを考えて自分では授業を展開しているつもりです。

後半ですけれども、ではそれをどう展開するかということなんですけれども、その考え方とか、あるいは勉強のフォームみたいな問題というのをいきなり教室で「今日は何をやりましょう」と言っても、それは授業としてうまくいかないと思います。やはり事前に何を示しているかということについての教師の側の準備と学生の側の準備ということで教室での展開の中身がすごく変わってくるのではないのでしょうか。私

が勤務している学校の場合には、学生が全員教員と共有するコンピュータシステムがございまして、前の日までに、できれば前の日でないほうがいいんですけど、理想としては1週間ぐらい前までに、何を考えてくるかということ具体的な設題とともに示しております。学生はそれを勉強してきて、当日は概説的な講義は確認程度にとどめて、「さあ、今日はこれを議論します。何とか君、どう思いますか」というところから入る。授業が終わると復習課題を出して復習してもらう。こういう方法が、これが唯一ではないと思いますけれども、申し上げたような考え方から言ったときの未修者の授業としてあり得る1つの姿なのではないか、こんなふうに考えております。

簡単ですけど、以上でございます。

**野村** どうもありがとうございます。

それでは、3人の先生方あるいは未修の授業を経験されていないということかと思えますので、未修と既修の違い、あるいは未修の授業はどうあるべきかというような点について何かご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。土井先生は研究者として学部の講義の経験もおありでしょうから、いろいろと意見をお持ちだと思います。それで、最初にお答えいただきます。

**土井** 未修者と既修者の違いをどう考えるかというのは非常に難しいところでございます。未修者のほうが、まず法律学の勉強の仕方を勉強させないといけないという段階にあるというのは確かでございます、その意味ではいろいろと指導が必要になってくるところでございます。予習をさせるための事前準備という点から言いましても、未修者のほうが正直申し上げて大変でございます。課題を出すということをやっているわけですけど、先ほど学生の皆さんからの指摘もございましたように、未修者に抽象的な課題を、例えば現行の司法試験の問題のような抽象的な課題を論じなさいと出したところで、自分では予習できないわけです。まず体系書から読むという段階から始めなければいけませんから。では、今度はそういう課題を出さないとうなるかということ、ただひたすら体系書を読んでこいということになりまして、それでは学習のモチベーションが落ちてしまうということになります。そこで、どういう形で予習の指導をすべきか、私自身苦勞しております。

私なりにやっているところでは、先ほど学生さんの中から先生の授業でそこはいいんじゃないですかと、一応褒めなければいけないと思って褒めてくれたんだと思うんですけど、学習のポイントを明確にしてやるというのは大事だと思います。体系書というのはどうしても学問的体系を重視して書かれていますので、さほど学説上の争いがなくて、これはただ覚えておけばいいという部分も、非常に学説上対立があって理解するのに手間がかかる部分も、体系に沿って比較的淡々と書いてあります。その結果、その対立がどうやって生じているのか、そこで何を考えると言っているのかというような掘り下げた点について、既修者はある程度わかっているんですけども、未修者はまだ全然わかっていませんので、その点について、この問題はこういう対立が基礎にあるものだから、こういうふうに整理して考えみなさいという点を予習の課題の中に幾つか入れております。それからキーワードになるような言葉も挙げております。

私は授業用に詳細なレジユメをつくるのが嫌というか、やらないほうです。といいます

のも、レジュメを作ってしまうと、教員の側がこの問題についてはこう考えるという点を先に示してしまいますので、学生はそれをひたすら覚えようとしてしまいます。それでは、まさに思考させないことになるので、キーワードやポイントを基に、体系書をよく読んで、必ずノートをつくりなさい、それをまとめることで君らの学習の大半は尽きてしまうだから、ポイントとキーワードみたいなのは挙げるけれども、あとは自分できっちりノートをつくりなさいというふうにしております。そのノートをつくらせた上で課題を与えておいて、基本的に授業で扱うのは課題です。授業で課題を扱う中で、予習で出したポイントとかキーワードが具体的問題にどう絡んでくるのか、なぜそれがポイントであり、キーワードになるのかということを経験段階では比較的丁寧にやります。6回目、7回目になってくるとだんだんこちらのほうも手を抜いてくるといいですか、学生のほうもコツがわかってきますのでそこまで丁寧にはしませんけど、最初の数回は比較的丁寧に予習のやり方を指導だというふうにしてやりました。それでもなかなか未修者の人には大変かなというのが率直な感想です。

**野村** どうもありがとうございました。あのお二方、特に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、これは別にご質問が出ているわけではないのですが、先ほど学生の皆さんからも双方向授業に対する意見、評価について言及がありました。あるいは多方向という言葉も出されました。そこで、双方向授業というものについてずっと実際に授業をやられて、どのように展開することを考えておられるのか、あるいはどのように苦労されているのか。特に学生の解答をもとにしてまた議論を進めていく、あるいは発展させていくということについて、どのように工夫されているのか。そのあたりについて授業全体の流れの中でどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただければと思います。

それでは三角先生のほうからお願いしましょうか。

**三角** 双方向授業、多方向授業というものが法科大学院における授業のあるべき姿であるというふうに考えて、なるべくそれに近づくように努力したいというふうには常日ごろ考えております。ただやはり私が担当いたします民事訴訟実務の基礎で取り上げるテーマというのは、もともとのものは実体法の解釈や民事訴訟法の知識がもとになるものでありますけれども、今まで学生が取り扱ったことのないようなテーマ、要件事実論といったものもありますものですから、一番最初は単に指名をして答えてもらうというオーソドックスなスタイルから入りました。回を重ねるごとに、私と学生さんの間も仲がよくなっていくということもあると思うんですが、私も次第になれてきて、学生さんのほうもなれてきて、基本的なスタイルは維持しながら、つまり当てて答えるというスタイルは維持しながらなんですが、さらにやりとりをして深めていったり、あるいはそれを深めていく中でほかの人が手を挙げて自分はこう思うという形で発言するという形で、徐々に学生さんたちが会話の中に参加し、多方向の授業が少しずつやれるようになってきたのかなと思っています。授業の工夫として先ほどご提案があったように、対立構造の有無についてはチーム分けをしてやっていくのもいいのではないかというお話があって、それも1つの授業のやり方としてもっともかなと思っています。そういう形が徐々にできるようにしてい



たいと思っているところでございます。

**野村** ありがとうございます。それでは更田先生。

**更田** 法曹倫理というのは今日ご出席の先生方がお著しになった教科書的な、あるいは解説書が何冊かございますけれども、90分の講義を10数回で一体そこで何が教えられるかと考えてみますと、私自身、大学でも、研修所でも、法曹倫理という科目を受講した経験がないわけでございます。それで、一体どういうふうに講義をするかということで随分悩んで、どうせやるからには私なりの法曹倫理といいますが、法曹倫理というのはどうも看板が重過ぎて、弁護士のあり方といいますが、そういったことを学生に話をしたいと思っているので、最初の1回は比較的従来講義調の講義であったかと思えます。あにはからんや学生の中から、もう少し双方向性のといいますが、ディスカッションをやってもらいたいというのが当日の感想票にあらわれてきました。こちらはその後のところではそれをやることをもちろん織り込み済みではあったんですけども、学生もそういうことを期待していた。

ただ、考えてみると、さっき既修・未修という話がありましたけど、既修コースの学生だって法曹倫理については全く未修なんですね。それで、裁判官、検察官、弁護士がどんなものであるかというようなことについてイメージを持ってもらいたい。幸い私どものところは初年度は2人、来年からは検察官も派遣され3人でこの講義を持つことになっているので、私だけの単眼的なアプローチではない、全体として法曹の姿をつかんでほしいと考えています。

私の2回目以降の講義は、さっきごらんいただいたようなスタイルで、そのときの学生の答えを見ながら反対尋問的に進めていこうと。その中で、さっき皆さんからのご発言があったように、こちらが「正解」を示すよりは、学生の答え、あるいはそれに対するほかの学生の反論の中から引き出すといったプロセスを重視したいと思えます。今日の画面ではそういう場面がなかったかもしれないけれども、そういう意味では多方向的な感じで発展、展開している、特に今日の講義の次の回は刑事裁判を舞台とした場面だったものですから、比較的議論が活発に展開したと思っています。しかし、いろいろご意見を伺いながら改善していきたいと思っております。

**野村** どうもありがとうございます。それでは、土井先生お願いします。

**土井** 双方向型の授業でございますが、なかなか私もやっていて難しいなあというところがございます。私自身、大学で受けてきた授業は一方的な講義だったものですから、その講義で育った人間が双方向型をやれと言われてもなかなかしんどいというところがありました。ただ、私自身はたまたま恵まれましたのは、法科大学院ではなくて法務省の法教育研究会で、法教育についての検討をさせていただいたことです。これは、中学校、高校を中心とした学校教育で法に関する問題をどのように取り入れるかを検討する研究会で、その場には指導力があるということで定評のある中学校の先生方がおられまして、その先生方の授業を見せていただいたり、それから私なりに双方向型をする際に困っている点を先

生方にお尋ねしますと、大体これはこういうふうにするものですよというような基本的な方向性を教えていただいたりしたというのが、かなりの財産になりました。

恐らくそのときに一番私なりになるほどと思ったのは、どうしても授業をするときに、我々は学者だということもあって答えといいますか結論を考えていくのです。これを教えないといけないということで答えを考えていくのだけれども、それでは教育としてはだめなんだ。どの質問が一番的確なのか、どういうふうに問いかければ自分が考えるような答えが引き出せる設問なのか、どういうふうに問いかければ、学生は惑わされて誤答に導かれる設問になるのかということをしっかり考えていくのが大事なんです。あとは学生から出てきた答えを整理しながら結論に持っていくわけです。

そもそも、細部にわたって正確な知識というのは、しょせん授業では口でやりますので伝えられないから、それは最終的には書かれたものをしっかり読みなさい。説明の段階では、あるいは質疑応答の段階では少々不正確な部分、あるいはわかりやすくするためにあえて切り落としている部分があるのだということを確実に伝えた上で授業をしたほうがいい。そうしないと、教員も学生のほうも、とりあえず正確に言わないといけないということになって、結局教科書を棒読みするような事態になるので、むしろ一番重要だという部分を理解させ、また彼ら自身でそれを引き出せるような思考の指導をしてやるんですというふうに言われました。なるほどそういうものかと思って自分なりに努力しているんですが、なかなか長年にわたって大学で身についたものが抜けないものですから、今、必死になって努力しているという感じであります。

**野村** どうもありがとうございました。

それでは、せっかく学生さんに前に座っていただいております、先ほどもいろいろ感想を聞いていて、非常に的確な表現といいますか、鋭い指摘が多いと感心して聞いていました。恐らくフロアの皆さんもそうではないかと思しますので、ここで学生の皆さんに、本日のビデオの感想ということではなくて、もうちょっと一般的に日ごろの授業を受けていて考えるところをいろいろおっしゃっていただければ、我々教える側も非常にありがたいのではないかと思いますので、順番にお願いしたいと思います。それでは中尾さんからお願いしましょうか。

**中尾** 早稲田大学1年次に在学しております中尾と申します。

一般的な問題意識ということで申し上げさせていただきますと、私は未修のクラスに在籍しておりますので、まだ未修の視点からしか物が申せないわけなんですけれども、そういう視点からいきますと、やはり基本テーマの深い理解とその基礎的な応用力、法的な問題の予見能力とか問題を構成する力といったものも含むようなもの、こういったところの養成を目標として自分で勉強できたらというふうに思っております。

それで、そのためにどういったところが必要なかということも自分なりに考えてみたんですが、ちょっと手前みそで大変恐縮なんですけれども、山野目先生の授業が非常に学生の間でも評判が高かったですけれども、ちょっとそういうところも参考に申し上げますと、まずポイントとなる事項として、やはりケース・スタディ中心でいくということ。それから、授業の事前の企画というのでしょうか、的確なテーマ設定と

か予習課題の設定、非常に時間が限られてくるかと思えます。それからの確なケースの選択。判例ですとか、民法の場合は争点問題のような形になると思うんですけども、そういったところを事前にどこまで企画していくか。それから、学生の主体的な参加、能動的な参加をどのように促していくかといいますと、学生間の議論というのが非常に有効なツールになるかと思えます。多方向というふうなことが指摘されていましたが、多方向になる一番のメリットは、学生同士も自分の頭が整理されてくる。学生から批判を受けることによってさらに整理されてくる。自分も相手を攻撃するときに自分の考え方を整理できていないとだめになるといったところで考え方が整理されるというふうなところも非常にメリットではあるんですが、さらに非常なメリットとして、何よりも学生のモチベーションが高まるというのがあるかと思えます。学生を授業に引きつけるツールとして、先生方の間でこういうのが用いられるということが有効ではないでしょうか。そういったところがポイントになるのではないかというふうに自分なりに思いました。

あとは、これは授業の前提といいますか、授業をする上での法科大学院全体の運営のようなどころにかかわることかもしれないのですけれども、やはり講義は神聖なものというふうな意識を先生方はお持ちでいらっしゃる、それは非常に尊重すべきお考えだと思うのですけれども、こと法科大学院の授業におきましては学問研究もさることながら、実務家養成というふうなところも目標としてございますので、まさにこの場がそうだと思うのですけれども、先生方同士のすり合わせといいますか、そういったところを非常に法科大学院を運営される上で学生の立場からぜひお願いさせていただければと思っている次第でございます。

最後はちょっと精神論になって恐縮なんですけど、私は勤めておりましたんですけど、サラリーマンをやめてここに来ているわけなんですけれども、やはり必死の状態でございます。失敗すればのるかそるかというような意識でまいっております。ですから非常にそういう意味では切羽詰まった状態でございます。他方、学生が生きるも死ぬも先生方の講義次第といった部分もかなりあるかと思えます。もちろん勉強は自分でするものではございますが、教え子を左右するとまでは申し上げませんが、そういったところを意識して危機感を共有していただければ学生としては大変ありがたい限りということでございます。

ありがとうございます。

**鳥居** まず授業のあり方についてです。その前提として我々学生が何を最大の関心事としているかということと、先生方が何を最大の関心事としているかということについて考えてみたいと思うのですけれども、基本的には同じだろうと思うんです。まず私の考えでそれは3つありまして、1つ目が、どういう知識を修得すべきか、2つ目が、どういう能力を身につけるべきか。3点目が、どういう資質を涵養すべきかという問題なんですけれども、これについてはいろいろな考えがありまして、とりあえずこれらの点において先生方と学生との関心事は一致している。したがって、講義のあり方については両者の考えが反映されるべきであろうというスタンスに立っております。

そこで、基本的に現在の講義というのは正直申し上げまして、試行錯誤の段階だろうと思います。そこで、先生方と学生とのコミュニケーションが一番大事なことだろうと思っ

ております。具体的に言いますと、まず1つは生徒の声をフィードバックさせる。もう1つは、先生同士で相互に評価する。これは手前みそになりますけれども、来週から九州大学では教授同士で授業参観をするということで、非常にいい試みだと思っております。この点については既に土井先生のほうからご指摘がありましたけれども。

次に、生徒としての立場から二、三意見を申し上げたいと思います。

1点目は、従来の法学部の講義、大講堂でのレクチャースタイルというのはもう結構ですということです。理由は2つぐらいありまして、1つ目は既に大学生時代、特に既修者は同じスタイルの講義を受けているということです。それと2つ目なんですけれども、山野目先生がおっしゃったように、これは全部やると切りがない。基本的な知識については自宅で学習すべきなのだろうと思います。

2点目なんですけれども、双方向性ということで最初から強調されています。それは確かにいいことなんですけれども、若干気になる点があります。それは学生の側の問題として、双方向あるいは多方向というスタイルをとった場合に、ややもすると脱線する、関係のない発言が出てくるというのがまま見られる。私も多少やったことがあるんですけれども、これは学生に限らず、私が会社員をやっていたころも会議をやりますと必ず、Aさんがこういう発言をしたら、Bさんが「そうですね」といって別の話をするんですね。こういう場合にどうすればいいかということで私が考えたのは、やはりレフェリーとして先生がストップをかける、あるいは流れをもとの方向に戻す、そういう仕切り役的な役目が求められていると思います。

ちょっと散漫になったのですが、私のほうからは以上です。

**田村** 少し違った視点で申し上げます。未修ということもあるので、やらなければならないことだけで本当にいっぱいいっぱい、当初はもう少し余裕を持って広い視点でいろんな勉強をしたいという要望を持っていたんですね。最初の意気込みと全く違うような感じで窮々とした毎日で、授業の中で、この判例の1審判決の実質内容とかも見ておくといいですねとかDV法が改正されたとかいう話が出るんですけれども、そこまで手が回らない。そういうのをじっくり読んでみたいとか調べてみたいと思いますけれども、やはりどうしても目の前のことをやらざるを得ない。試験のためだけの勉強というのはなるべくしたくないといいますが、それが目的ではないと言うとちょっとおかしいのですけれども、それだけを目的にするのはどうかというような意識ではいたのです。うちの大学も本当にそういうことでいろんなメニューを用意して、いろんな視点で考えさせようとやっているのですけれども、学生としてはやはりどうしても試験に引きずられてしまったりか、法曹倫理というようなことを考えたいのだけれども、なかなかそっちのほうにいかない。こうした現状がどんなものかというのを今考えているところです。3年間という時間をどういうふうにするかということにも関わってくることで、選択科目というものもいろいろありますので、そういう司法試験の科目ではないけれども法曹として本質的なところをいかに自分のものにしていけるかということも考えていかなければいけないなと感じています。

**暨** 周りの皆様の意見から賛同するところがたくさんありました。賛同した点としては、学生は自分で勉強するものですが、その理解度や、授業に対する熱意や、その科目を好き

になるかどうかというのは講義の先生にすごく左右されているというのがあるところ  
です。法科大学院には授業を工夫したり、学生の声を一生命取り入れようとしてくださる  
先生がたくさんいます。そういう先生はどんどんよくなってくださるので、学生側として  
はとても助かります。でも、やっぱりまだ学部の教授であることと差を持っていない先生  
も何人かいらっしゃるの、学部と法科大学院での講義の仕方や意識には、一線を置いて  
くださりたいというふうに感じています。

あとは、双方向をするとやっぱり脱線してしまうので、先生がストップをかける。「こ  
の質問はいい」、「この質問は、君、後で来てね」というふうなレフェリーの役をする  
というのは私も賛同しています。

あと、先生方には専門分野というのがあるようで、例えば民法とか広い分野であると、  
1人の先生が教えておられると、ここの分野はよくわからないから、とおっしゃることが  
ありました。専門分野の講義はすばらしいのですが、専門分野じゃないところは「わから  
ないんだよね」というのは少し困りました。もし、そうであるなら、オムニバスという形  
で専門分野を担当される方法をとっていただきたいです。

あと最後ですが、双方向で私が今一番感じていることは、先ほども言いましたが、最後  
に先生の視点を示してほしいということです。それは答えを教えてほしいとか、この説が  
いいというのを教えてほしいというのでは全くなくて、ただ、「ここはいろいろ争いがある  
からどれでもいい」とか、「ここは重要だから、こうだよ」とかいうのを、最後、双方  
向や多方向をした後に必ず示すということをしていただくのが多方向や双方向の授業が盛  
り上がるコツだと思います。質問され、さんざん議論した後に「はい。じゃあ次」となる  
と「あれっ?」という感じになり、すごく消化不良で、結局何も議論に意味はなかったの  
かと思い、発言する気もだんだん起こらなくなります。いろいろ提起した後に「じゃあ」  
というふうにまとめていただくと、こちら今後の勉強のやり方等の参考になります。  
やはり双方向や多方向の一番のポイントは、私としては最終的に実務のあり方や学説のあ  
り方を示し、議論した意義を教えていただけることだと思います。

**野村** どうもありがとうございました。それでは、神谷さん。

**神谷** 関西大学の神谷です。前の方々がいるいろいろおっしゃっているの、重複するところ  
も多いと思うのですが、やはり未修者に対する双方向授業は難しいと思います。特に先生  
方の教え方が異なると学生としてはすごく戸惑います。

未修コースの授業において、知識の習得を重視するのか法の学び方の習得を重視するの  
かという点については、山野目先生も知識を得る方法を学校で、知識をつけるのは家でと  
おっしゃっておられましたが、どちらにウエイトをおくのかを、先生方で相談して統一し  
ていただくと、学生は学習し易いと考えます。そして、どちらかといいますと知識を入  
れる方法が学びたいというのが私の気持ちでして、それには先生方に対し知識だけでなく  
「教えるスキル」を要求します。そういったスキルに関しましては、中学校、高校の教員  
というのはたくさん研修を受けておりますので、土井先生もおっしゃっておられましたが、  
そういった方々の意見を聞いていただくのがよい方法の一つではないかと思われました。

学生のモチベーションに関しましては、先生方の「私はこういうふうに教えたいからこ

う教えるのだ」といった強い思いというか、カリスマ性のようなものに惹かれる部分もありますが、それだけでは合わずにそっぽを向いてしまう学生もおりますので、やはり先生方の「学生のほうを向いていただける姿勢」を感じることで学生のモチベーションアップにつながると考えます。例えば予習でも、先ほどどなたかおっしゃっていただきましたが、ほかの教科との全体のバランスを考えて課題を出す。定期テストだとか小テストをつくる。そういったことで学生のことを考えているんだよというふうに示していただけると、学生としてはしんどくても、それだけ配慮していただいているのだからという気持ちで頑張るのではないかと思います。

また、シラバスを皆さんお配りになられていると思うのですが、学生はそのシラバスに沿って予習をします。しかし、予習をしていても全然シラバスどおりに授業が進まない先生がいらっしゃる、自分も教員時代経験がありますが、自分の好きなところに時間を費やしてしまい、気がついてみれば授業がシラバスよりだいぶ遅れていたという先生もいらっしゃいます。そうなるとせっかくのシラバスを見て予習していてもその効果がまったく出せないということになり、勉強のモチベーションは下がります。ですから、ある程度メリハリをつけて計画を少しスリムにさせていただいて、「足りない部分はこういう点と、こういう点が論点としてあるけれど、これは自分で読めばわかるから、それは自学で」というふうに割り切ってやっていただいた方がよいと思います。

さらに、クラス編成において当初の予定よりも定員がどんどん増えてきていて、少人数クラスでという当初の姿勢が全体的に崩れてきているように思います。少人数ですと当たる回数なども増えまして学生の緊張感も高まります。逆に多すぎると後ろのほうの人はどうしても集中力が下がってしまうと思うので、先生方の人数の制限もあると思いますが、できる限り少人数制という当初の姿勢をキープしていただきたいと思います。

最後に、法学部の学生と法科大学院の学生の違いは、法学部の学生というのは全員が法曹に成りたいと思っているわけではなく、就職するために単位を取りたいという気持ちで大学に来ている者も多いのに対し、我々法科大学院の学生は仕事を辞めてでも法曹になりたいと思っているものが多いという点です。そういう学生からすると、先生方、特に実務家の先生方というのはまさしく自分が将来目標とする理想の職業につかれていますというふうに見えます。それで、私などは先生方の人間性に触れてみたいというふうに思って法科大に入ってきたわけです。先生方には、休み時間などに「今日の講義はどうだった」とか「今の授業の進度はどう？」というふうに話しかけてくださる方もいらっしゃって、そういう先生方にはこう思います、ああ思いますというふうに答えられるのですが、中には、授業が終わると急に何か顔がムスツとされていたり、朝お会いして「おはようございます」とこちらから声をかけても「うむ」とうなずくだけの先生もいらっしゃるのです。そういったリアクションの時にはなんだかな～（笑）といった気持ちになります。人間は単純な生き物で、交流があって好きな先生の教える教科は不思議に頑張れるもので、逆もいえます。高校で教えていて教える側からそれを感じていたのですが、27歳で学生に戻ってみると自分もそうでした。いくつになっても変わらないんですね（笑）。好きな先生の授業は自然に頑張れるので、そういった点で、学生のほうに気持ちを向けていただいて、学生とのコミュニケーションを大事にしていきたいと思います。

以上です。

野村 どうもありがとうございました。それでは最後に稲田さん、お願いします。

稲田 私のほうからも幾つか述べさせていただきます。

私も全くの未修者で、4月から初めて法律の勉強を始めたという者です。法律初学者の未修の友達と話していると、予習よりも復習のほうにできれば時間を割きたいという意見が出ます。これは今私自身が経験していることですが、1コマの予習をするのに1日2日、私などは本当に予習課題が難しいときは3日かけてしまうような授業がありまして、予習するのに精一杯で、復習する時間がとれないという状況に陥っています。ほかの授業ももちろんのこと予習をしなければなりませんので、その授業だけの予習・復習に全ての時間を割くことはできませんので、復習する時間が生み出せないという状況を不安に思っております。

もちろん、予習に当たって課題を出していただくことは非常にありがたいことです。どのようなことをこのテーマでは勉強すべきかということが分かり、予習しやすいです。しかしその一方で、課題の問題数がときにかなりありまして、1回の授業で説明が終わらないという状態が起こっております。その結果、たとえば、予習として取り組んだ課題は13回目のものであったのに、実際今日の授業は何回目をするかという第11回目をするというように以前のものを遅れてやるという状態にあります。そうすると、授業を受けても、自分がどのようなことをそのとき考えたかというのをもう忘れてしまっていて、消化不良になってしまいます。予習課題を出していただくこと自体はありがたいので、あとは適切な量の予習を実現していただければ、と思います。今日の先生方もどれが適量かわからないとおっしゃるかもしれませんが、それであれば、できれば生徒に現在の消化状態を聞いていただきたいと思います。復習の時間がとれて、消化不良を起こさぬよう、適切な予習の量を検討していただきたいと思います。

今申しました消化不良を解消する1つとして、本当は嫌なのですけれども、小テストは非常に有効だなのを自分自身、前期・後期を通して今非常に感じております。と申しますのは、先ほど申しましたようになかなか復習の時間が日々の中では取れないのですが、いついつ小テストがあります、こういう範囲でありますというふうに事前にアナウンスいただいて、それに向けて小テストの勉強を始めますと今までできなかった復習をするいい動機づけになります。ですので、小テストは有効だと思います。

レポートもそういう意味では有効だと思います。しかし、問題点が一つあります。それは、レポートを提出しましても先生からのフィードバックがなされないことがあるという点です。生徒としてはやりっ放し、出しっ放しが一番不安ですので、レポートを出すと、ほんの少しのコメントでもいいので、授業中に全体的な講評でも何でもいいので、とにかくレポートはみんなどういふ出来だった、どういふ点が問題だったということを指摘していただければと思います。

最後に一言。私の通うロースクールでも学生からアンケートをとっています。アンケートをとってそれを授業で生かしてくださる先生もいらっしゃるのですが、全くいかして下さらない先生もいらっしゃいました。できればアンケートでの学生の声は、できることは実践していただければとてもありがたいと思います。

以上です。

**野村** どうもありがとうございました。いろいろそれぞれの大学の事情があるうかと思えますけれども、いずれも何となく自分の大学のことが言われているような感じがしまして、恐らくかなりの法科大学院共通の問題かなと思えました。今までの学生さんの発言について、先生方から何かご感想とかございますでしょうか。もしよろしければ、パネリストではないですが、山野目さんも含めて、ご意見があれば伺いできればと思います。特によろしいでしょうか。

それでは、いろいろお話を伺ってまいりまして、まだ若干時間がありますので、何かご意見があるかと思いますが、よろしいですか。

**土井** 学生の皆さんの話を聞いていて、なるほど、日ごろそういうふうに思われているのだなと改めて痛感したところでございます。確かに私自身も感じますけれど、受講者というか、学生の皆さんとコミュニケーションをとるのはやっぱり重要なことなのではないかなと思います。学生といっても、今日は代表してお見えになっているのですが、やっぱりクラスにはいろんな学生がおりますので、実際に意見を聞いてみると全然違う意見を言ってくる状態になります。学生の意見として何か一致した意見があるのだったらそれに従えばいいのかも知れませんが、このままでいいという意見と、こう変えろという意見、また変えてみるとやっぱり前がよかったとかいろんなことを言われますので、やはり最後は教員の側の見識が大切ですから、意見を聞いたからといってすぐにそのとおりしなければいけないというわけではありません。ただ、聞いてみると、なるほど、その程度だったらすぐにでもやってやればよいと思って改善できる部分もあります。法科大学院は16年度から立ち上がったばかりで、みんな試行錯誤してやっている段階ですから、学生の言うとおりにするというのではなくて、受け手側というか、教えている以上は教えた内容を理解してもらい必要があるわけで、理解すべき側が一体どこにつまずきを感じているのかを教える側が理解する必要があるのだらうと思います。その意味で、積極的にコミュニケーションをとっていくのは重要なのではないかというふうに考えます。

**野村** どうもありがとうございました。それでは、更田先生。

**更田** 講義の終わりに感想とか質問を書かせるのは、これは私の発案ではなくて、日弁連の会議のときに、ほかの大学でおやりになっていらっしゃるということでヒントを得て採用したものです。講義の終了前10分から15分ぐらいというころになると、みんな手際よくリアクションペーパーに感想や質問や意見を書きだしていくようでした。その日の講義の要点というか、エッセンスを数行に要領よく書く人もいるし、忌憚なく「話が抽象的にすぎる」という批判もあるし、それから私をエンカレッジしようと思って一生懸命誉めことばを書く人もいます。それでこちらも気を抜かないで次も頑張らなきゃいけないと思うわけでございます。

実務家教員ですから限られた時間で動いているので手厚い対応は残念ながらできていないのですけれども、このペーパーが命綱というか、コミュニケーションの1つの有効なも



のだと思っております。

**野村** どうもありがとうございました。では、三角先生、よろしくお願いします。

**三角** 本日、学生の皆さん方からのお話は大変参考になり、勉強になりました。また、こういう点は少し改善をしていこうと思うところが幾つもございました。大学で行われますアンケートに学生さんが書いてくれた内容も、すぐに要望にすべて応えることができるわけではもちろんないのですが、自分がやっている授業についてどういうふうにとめられているかということを知る上で本当に有益で、参考になっているところです。また昨今は、だいたひ学生さんともなれ親しんでまいりましたので、授業中、休み時間とかあるいは終わった後に、「先生、こういうところをこういうふうにしてください」というような点を言ってくれる学生も随分出てくるようになりました。それも非常に有益な指摘で、それを取り入れて、授業を改善しているところです。

いずれにしても、法科大学院の学生の方々は、今日出席されている方も含めて大変熱心で、授業に対して前向きに取り組もうとしているという姿勢を強く感じるわけです。そういう中であって、学生さんが将来立派な法曹になるための少しでもお役に立てればいいなという思いを新たにしたところでございます。どうもありがとうございました。

**野村** どうもありがとうございました。それでは、こちらが予定しておりました議論は大体終わりましたが、このほかに幾つか意見、要望をいただいておりますので、ちょっとご紹介だけさせていただきたいと思えます。

1つは関西大学の栗原先生から、先生も学生も今日のような授業に打ち込んでおれば新司法試験にも対応できるシステムであるべきである。その点で新試験のあり方がどうなるか、今日のような双方向、多方向の授業、考える授業が普及するかどうかを左右する点が大きい。このような授業に専念しておれば、よいシステムに仕上がっていくことを願いたいというご意見でございます。

それから、北海道大学の瀬川先生と福岡大学の川本先生から、3先生のビデオを配布してもらえないかという要望がございました。これは今後法科大学院協会のほうで標準的なテキストみたいなものをお考えになるのかどうかということであろうかと思えますので、そういう要望があったということだけをご紹介しておきたいと思えます。

最後に、時間があればコメントを述べたいということで、一応本日はこちらで読み上げさせていただくということでご質問をいただいております。これは司法研修所の加藤新太郎先生からですが、その中のかかなりの部分につきましてはもう既に先ほどのディスカッションの中で触れられておりますので、1点だけ、司法研修所における500人養成から多数養成に向かう時期における教官の取り組みという点について簡単にお話しただければと思います。

**加藤** 今日は大変地に足の着いたシンポジウムを拝聴しまして、大変勉強になりました。ほかに用があったんですけども、キャンセルしてきてよかったなと思っております。

司法研修所でも500人、長い30年養成してきたんですが、これを多数養成していこうと

いうときに、教官が自覚的に教育方法、手法を見直そうということを行いました。具体的には教育学部の教科教育法の先生の話の聞いたり、あるいは公務員研修所の研修技法の本を出しているような教官の話の聞いたり、企業法務の担当者の方の「こういう講師を連れてきてはだめだ」というような講義を聞いたりいたしました。それで、土井先生の言われたようなことを言われるんですね。教科教育法の人からそういうようなことを言われまして大変勉強になりまして、その結果いい教材を、工夫した教材をつくらうということとか、あるいは共同事業を保有していこうというような具体的な改善点を見つけまして今実践しているということでもあります。

そこでは何が言いたいかというと、教育手法というのは自覚的な展開と、それを持続するということが何としても必要だというふうに思いました。悩ましいのは、時間がかかるんですね。いい授業をするのは時間がかかる。しかし、逆に言うと、時間さえかければいい授業ができるに決まっているんです。だから、いい授業ができないというのは時間をかけていない。あるいは時間をかけようとしてもしない、そういう状態だということが推定できるわけです。稲田さんが言われたように小テストをやってくださいという要望は当然ですね。到達度を示して定着度を判定する。こういう繰り返しでやっていくということが必要だと思うわけですが、それは時間がかかるのです。時間がかかって、今まではなかなかできなかった。しかし、これからはそういう最もよい評価者というのが目の前の学生さんだっているわけですから、そういうことで時間をかけてやるぞという気持ちで持続してやっていただければ成功は間違いない、それをしなければ失敗は間違いない、こういうふうに思いました。

**野村** どうもありがとうございました。

以上でパネルディスカッションを終わりたいと思いますが、今日のいろいろな意見をいただいて、その中に特に学生さんの発言の中で、法曹実務家を教育するという理念とありますが、覚悟を教員の人に持ってもらいたいというところがありまして、この点は従来の日本の大学教育の中でかなりほかの国に比べて特異な点ではないかと思うのです。私もフランスに友人がたくさんいますが、フランスの大学の先生に聞くと、恐らく研究者か教師かというような質問は余り理解できないのではないかと思います。どちらか選べというのなら教師だというほうが大部分ではないかと思えます。我々も、翻って日本でも、研究者としてちゃんとやってきた人間が実際には教師としてもちゃんとやってきたのではないかと考えておりますが、先ほどの学生諸君の話の聞いていますと必ずしもそうではないということで、確かにこれまで教育の技法について議論をしてきたということとはなかなかないわけで、それぞれがみんな自分の中で工夫をしながら、せいぜい自分の身の回りの人との間で意見を交換しながらやってきたということではないかと思えます。これから法曹教育ということである程度全体としてのレベルが統一されていくことが必要ですので、これからもこういったシンポジウムのようなことも必要ではないかと思いました。本日は司会者からこういうことは大変失礼かもしれませんが、有意義であったのではないかと考えております。

若干時間が遅れましたけれども、本日はどうもありがとうございました。

ビデオからいろいろ発言までご協力いただいた3人の先生方と学生諸君にもお礼を申し

上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これでパネルディスカッションを終わりたいと思います。

閉会あいさつ

**磯村** カリキュラム検討委員会の主任を務めさせていただいております神戸大学の磯村でございます。

従来、カリキュラム検討委員会は、法科大学院においてどういう教育システムを実現すべきかという仕組みのほうを中心に検討してまいったわけですが、法科大学院教育が4月からスタートして、これからそれがどう実践されていくかということを考えるべき時期に来ているかと思っています。そういう意味で本日のシンポジウムは私どもにとって非常に有益な機会であったかと思えますし、今、野村先生からもご指摘がありましたように、3先生には、こういう役を引き受けるというのは大変気の重いことであったかと拝察しておりますが、そういう勇敢な「犠牲者」を得ることによって本日のシンポジウムの成功があったと思えます。望蜀の感を言えば、山野目さんの未修者のビデオが間に合っていればさらによかったという気がいたしております。

また、6名の法科大学院の学生諸君は本日忌憚のない意見をいろいろ述べていただきました。実際には、随分忌憚のあるところも残っているようにも伺いましたが、しかし、非常に貴重なご意見をいただいて、これは法科大学院の関係者全員にとって共有財産とすることができるご意見であったかと思えます。

私が今日のシンポジウムを拝見させていただいて感じたのは、結局授業というのは人間と人間のコミュニケーションであるという、その一言に尽きるように思います。学生諸君に対して教師が一方的に教壇から話をし、正確な知識を伝えようする余り講義ノートを見ながら話す。学生諸君のほうは下を向いてひたすらノートをとり続ける。そういう授業のやり方を克服するというのが法科大学院の授業だというように考えておまして、今日のビデオを見ながら、改めてそういうことを痛感いたしました。

1点、今日必ずしも触れられていなかった、しかし学生諸君の意見の中に出てきた問題を最後に言及させていただきたいと思えます。これは言葉としてはよく言われているファカルティ・ディベロップメントという考え方をもう少し強く認識する必要があるということです。教員の一人一人が大変な熱意を持って意欲的に授業をされているということは間違いがありませんが、例えば授業時間割を編成するときに、先生方が「このコマは自分の時間が空いている」という発想ではなくて、学生諸君にとって週の中でどういう授業をどの時間に当てはめるのが一番いいのかという発想をする。あるいは学生による授業評価がいかに重要であるかということは今日の学生諸君の意見からおわかりいただけたと思えますけれど、そういうものをいかに先生方全員が問題意識として共有して、それを授業の改善に役立てていくか、そういう側面が非常に大事だろうというように思います。この点は、文部科学省で設置基準を検討した当初から言葉としては出てきていたのですが、法科大学院が始まってなかなかそこまで手が回らないということが少なくない実情だと思えますし、私が限られた範囲で見聞しているところからもそういうところがあるように思います。教員相互に授業を参観するというようなことも含めて、法科大学院全体としての

組織が1つの教育システムに責任を負うというような形で法科大学院が進んでいくなれば、今ある問題点もそういう過程の中で十分克服していくことができるのではないか、こういうように考えております。

大変僭越な発言になりましたけれども、従来からカリキュラム関係に携わってきた者として、最後にそのようなコメントを補足させていただき、本日のシンポジウムを閉会させていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。